

●基本契約書（案）に関する質問書回答

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
1	基本契約書（案）	16	2			損害賠償と連帯保証	第16条2項において、「対象業務を担当する全構成企業」と「対象業務を担当する事業者」は同じ意味であるという理解でよろしいでしょうか。 また、第16条において「連帯保証債務」とは、「主債務」に対する連帯保証という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

●設計・建設契約書（案）に関する質問書回答

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
1	設計・建設契約書（案）	3	1			請負代金内訳書及び工程表	第3条について、見出しで（請負代金内訳書及び工程表）とあるが、同条第1項に内訳書に関する記述はないことから内訳書の提出は求めておらず、工程表のみを作成して提出すればよいという認識で問題ないでしょうか。 また、工程表の契約的拘束力を否定する記述はないことから、契約的拘束力を否定していないという認識で問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	設計・建設契約書（案）	22	1			受注者の請求による工期の延長	半導体不足、電線等により電気資材の調達が困難な場合、受注者の責めに帰すことができない事由として、工期延長を認めていただけますでしょうか。	具体的な事柄を踏まえ、設計・建設契約書（案）に基づき対応します。

●維持管理・運営契約書（案）に関する質問書回答

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
1	維持管理・運営契約書（案）	3	1			業務期間等	不可抗力による工期延長など設計・建設契約書の定めに基づき工期が延長され、その結果として、維持管理・運営期間の開始日が令和9年4月1日以降の日付になった場合、維持管理・運営期間が20年間となるように、工期の延長に応じて維持管理・運営期間の終了日も延長され得るのでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	維持管理・運営契約書（案）	14	2			委託料の支払い	「甲は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。」とありますが、月末締請求、翌月末支払いという理解でよろしいでしょうか。（例：4月30日締請求、5月31日支払）	維持管理・運営契約書（案）のとおりとします。なお、ご指摘の例は、請求後30日以内の支払となっていない点ご留意ください。
3	維持管理・運営契約書（案）	22	1	(1)		甲の解除権	「業務期間初年度の業務履行計画書を、この契約の締結後7日以内に提出しないとき」と記載されておりますが、要求水準書のP42(8)業務履行計画書では、「本施設の運営開始日の30日前（休日を除く。）までに、市に提出」と記載されております。維持管理が実際に行われるまで、相当期間がある事を考えると、要求水準書が正、と考えて宜しいでしょうか。	「本契約及び設計・建設契約の締結後、維持管理・運営業務の開始に先立ち、市との間で維持管理・運営契約を締結する」（基本契約書（案）第7条第1項第(2)号）との規定に基づき、要求水準書に記載する期日を勘案して維持管理・運営契約を締結しますので、同期日までに業務履行計画書の提出及び市の確認をお願いします。

●肥料売買単価契約書（案）に関する質問書回答

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
1	肥料売買単価契約書（案）					契約期間	肥料売買単価契約書の契約期間が空欄となっておりますが、どの程度の契約期間とすることを想定されているのでしょうか。例えば、20年の維持管理・運営期間において数年毎に締結することを想定されているのでしょうか。	肥料売買単価契約書（案）のほかに、年度ごとに買取予定量及び買取単価等を定めた単価合意書を締結する予定です。
2	肥料売買単価契約書（案）	3	2			基本条件	「買取単価を定めた合意書（以下「単価合意書」という。）を締結するものとする。」とありますが、「単価合意書」は、添付様式の「単価契約書」を指していますでしょうか。それとも、別に「単価合意書」を締結することを指しているのでしょうか。	No. 1のとおりです。
3	肥料売買単価契約書（案）	4	2			買取予定量	「乙が実際に買い取った数量が前項の買取予定数量を下回った場合・・・甲は乙に対して金額を請求することができる。」とありますが、予定を上回る場合、上回った場合の扱いはどのようになりますか。	買取予定数量を上回った場合、市が別途指定しない限り、各年度で発生した下水汚泥堆肥化物は各年度で定めた買取単価での全量買取とします。その前提において、単価合意書（案）も作成します。
4	肥料売買単価契約書（案）	4	2			買取予定量	第4条2項但書において、乙が買取予定量を買取れない原因として不可抗力による場合を明記していただくことは可能でしょうか。以下、参考までに文例となります。 「ただし、乙が買取予定量を買取れない原因が、脱水汚泥を甲が乙に供給できない等、甲の責めに帰する事由によるものであるとき又は不可抗力によるときは、甲はかかる請求を行えない。」	不可抗力が発生した場合の対応は、肥料売買単価契約書（案）第7条のとおりとします。

5	肥料売買 単価契約 書(案)	7				不可抗力等	第4条に基づき維持管理・運営事業者は、単価合意書に定める買取予定量を購入する義務があると認識しています。不可抗力により買取予定量を購入することができない場合（例：不可抗力により本施設が損傷し、買取予定量に足りる堆肥化物の製造ができなくなった場合など）、第4条に基づく買取予定量の購入義務は、第7条に基づきその履行義務を免れるという理解でよろしいでしょうか。	No. 4のとおりです。
---	----------------------	---	--	--	--	-------	--	--------------